

川越市サービス付き高齢者向け住宅登録基準の取扱いに係る指針

(目的)

第1条 この指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録に関し、規模、設備等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(面積の計測方法等)

第2条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第8条及び川越市サービス付き高齢者向け住宅登録事務取扱要領（以下「要領」という。）第4条第2項の居住部分の床面積は、壁芯で計測し、水洗便所、洗面設備等の設備に係る面積及びパイプスペース並びにメーターボックスを含むものとする。

2 共同省令第8条の、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路等及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の面積が、各専用部分の床面積と25平方メートルの差の合計を上回る場合とする。

3 要領第4条第2項の、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路に要する部分及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の面積が、各専用部分の床面積と20平方メートルの差の合計を上回る場合とする。

(共同利用の設備)

第3条 共同省令第9条ただし書きの、共用部分に共同して利用するための適

切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは、それら共同して利用するための設備について、入居者等が必要な時間に自由に利用できる環境にある場合とする。

附 則

この指針は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。